

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
令和 8 年 6 月 19 日	
岩手県知事 達増 拓也 殿	
提出者	
住 所 仙台市青葉区本町二丁目5番1号	
氏 名 東北緑化環境保全株式会社	
代表取締役 山形 安生	
電話番号 022-263-0607	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	東北緑化環境保全(株)事業本部 岩手県作業所
事業場の所在地	岩手県宮古市長根2丁目8-21他
計画期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	総合建設業
② 事業の規模	全106.7億円（内 建設業9.6億円）
③ 従業員数	432名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	・がれき類 ➡中間処理業者にて処理後、再生利用業者へ売却し、再資源化・再利用、または最終処分業者にて埋立処分 ・廃プラスチック類 ➡再生利用可能物を抽出し、再生利用可能なものとそれ以外のものへ分別のうえ、中間処理業者にて処理後、再生利用業者へ売却し、再資源化・再生利用、または最終処分業者にて埋立処分 ・ガラスくず・陶磁器くず等 ➡中間処理業者にて処理後、最終処分業者にて埋立処分 ・石綿含有産業廃棄物、特管（廃石綿等） ➡許可証を有する最終処分業者にて埋立処分 ・水銀使用製品産業廃棄物 ➡許可証を有する中間処理業者にてガラス、金属等へ分解し、再生利用業者へ売却し、再資源化・再利用

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 7 年度）実績】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・がれき類は，状況に応じて再生利用業者へ処理を委託した。 ・廃プラスチック類は，再生・原料・燃料になるものとそれ以外のものへ分別のうえ，再生利用の中間処理業者と最終処理処分業者にそれぞれ処理を委託した。		
②計画	【目標】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 前年度実施内容を継続し，再生利用・原料化を継続推進する。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 廃プラスチック類は，石綿含有のものとそれ以外のものに分別し，石綿含有のものは処分業者にて適正に処分し，それ以外のものは，再生・原料・燃料等になるものと最終処分になるものに分別した。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 特別管理産業廃棄物（廃石綿等）のみの排出予定となっており，処分業者にて適正に処分を行う。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 7 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	（これまでに実施した取組） 産業廃棄物は、全量処理業者に委託するため、自ら再生利用は行っていない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	（今後実施する予定の取組） 前年度同様に、産業廃棄物は、全量処理業者に委託するため、自ら再生利用は行わない。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 7 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	— t	— t
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	— t	— t
	（今後実施する予定の取組） 前年度同様、産業廃棄物は、全量処理業者に委託するため、自ら中間処理は行わない。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 7 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	（これまでに実施した取組） 産業廃棄物処理は、全量処理業者に委託するため、自ら産業廃棄物を埋立処分又は海洋投入処分することはない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	（今後実施する予定の取組） 前年度同様、産業廃棄物処理は、全量処理業者に委託するため、自ら産業廃棄物を埋立処分又は海洋投入処分することはない。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 7 年度）実績】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・排出品目により、優良認定業者・再生利用業者に委託する。 ・契約を締結している産業廃棄物処理業者の施設確認を行っている。		

②計画	【目標】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・前年度同様、排出品目により、優良認定業者・再生利用業者に委託する。 ・契約を締結している産業廃棄物処理業者の施設確認を行う。		
※事務処理欄			

(第6面)

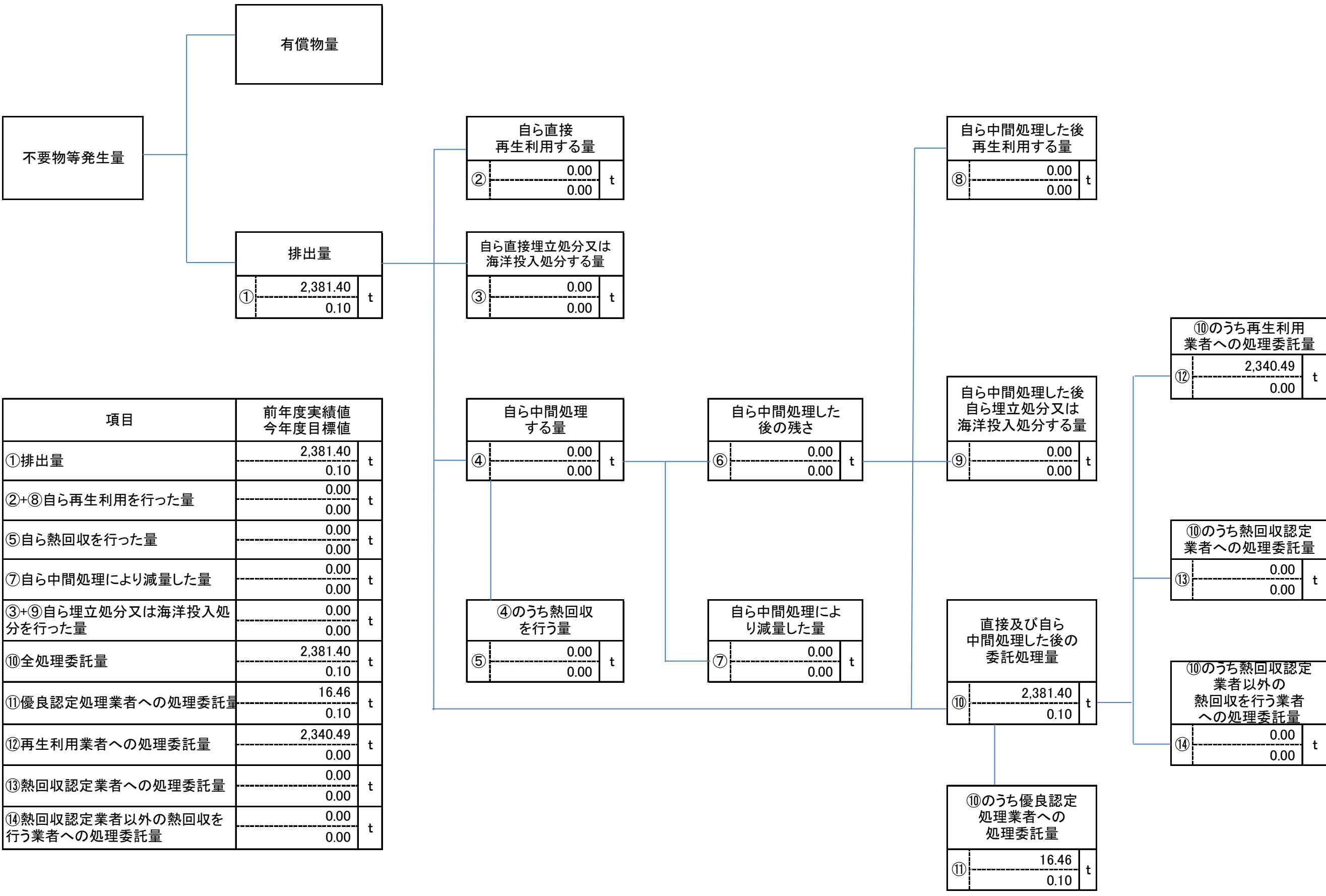
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

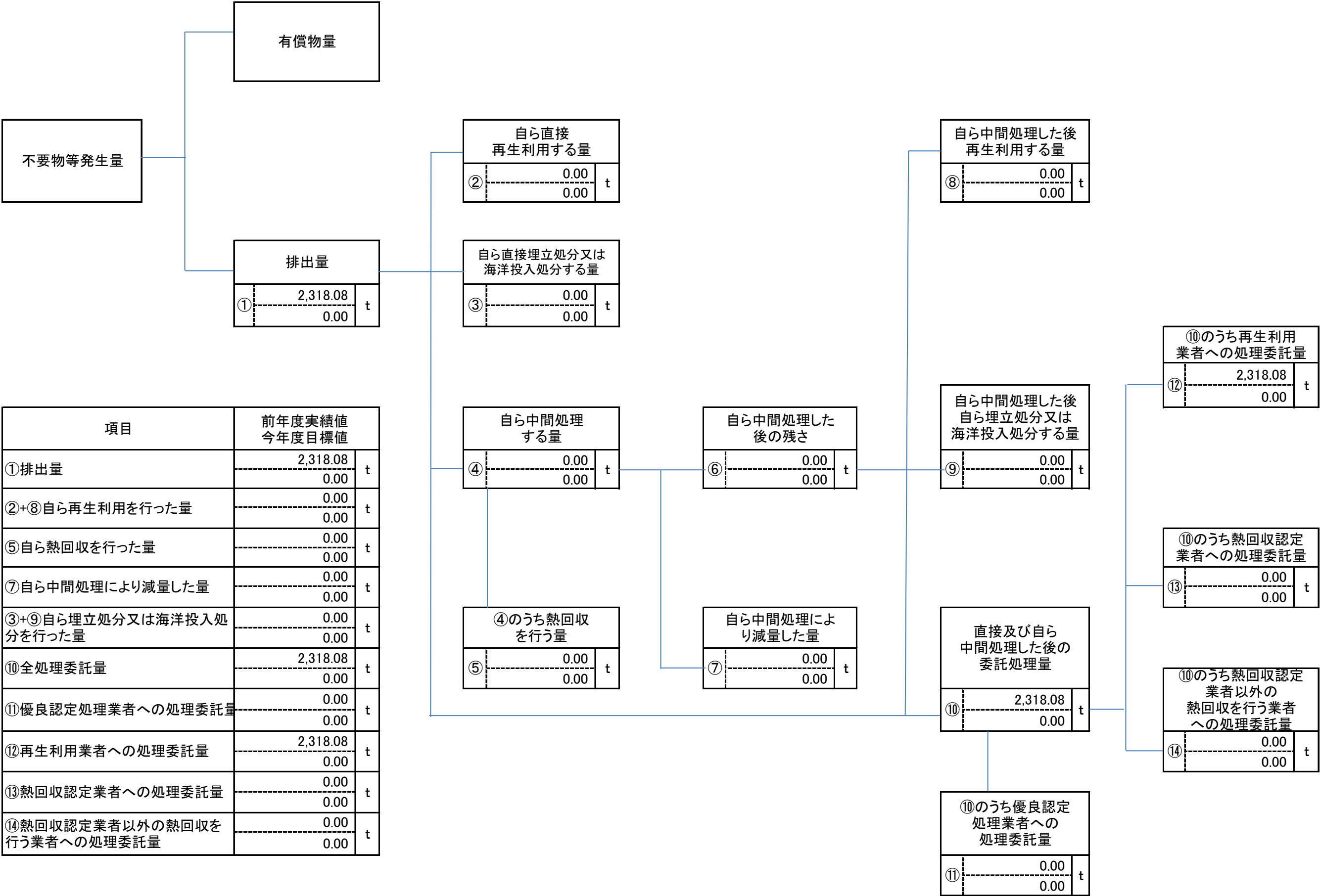
(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
(3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者の焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

じ
中
間
量
行
収
あ
へ
と
の
入

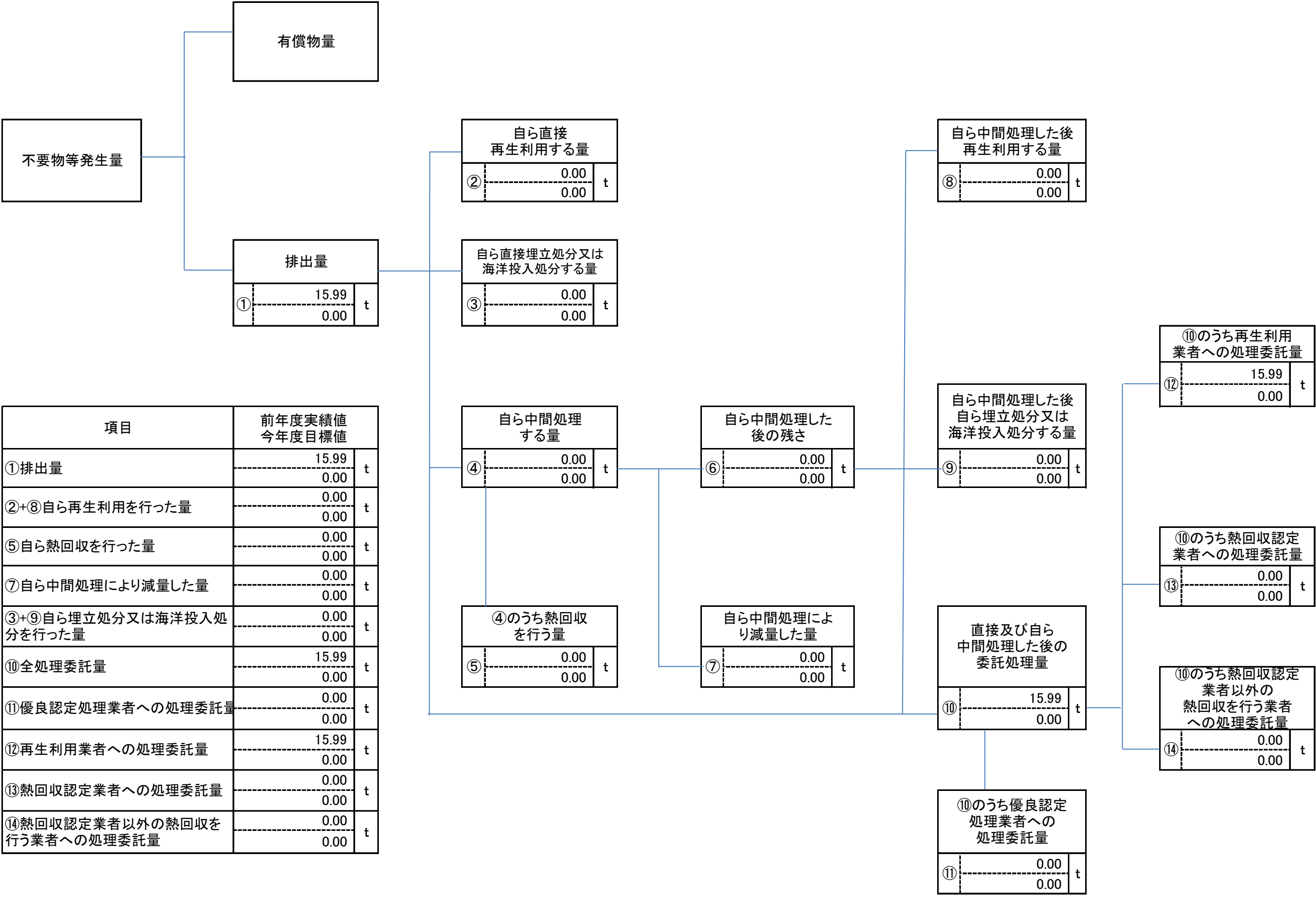
(産業廃棄物の種類: 全体)



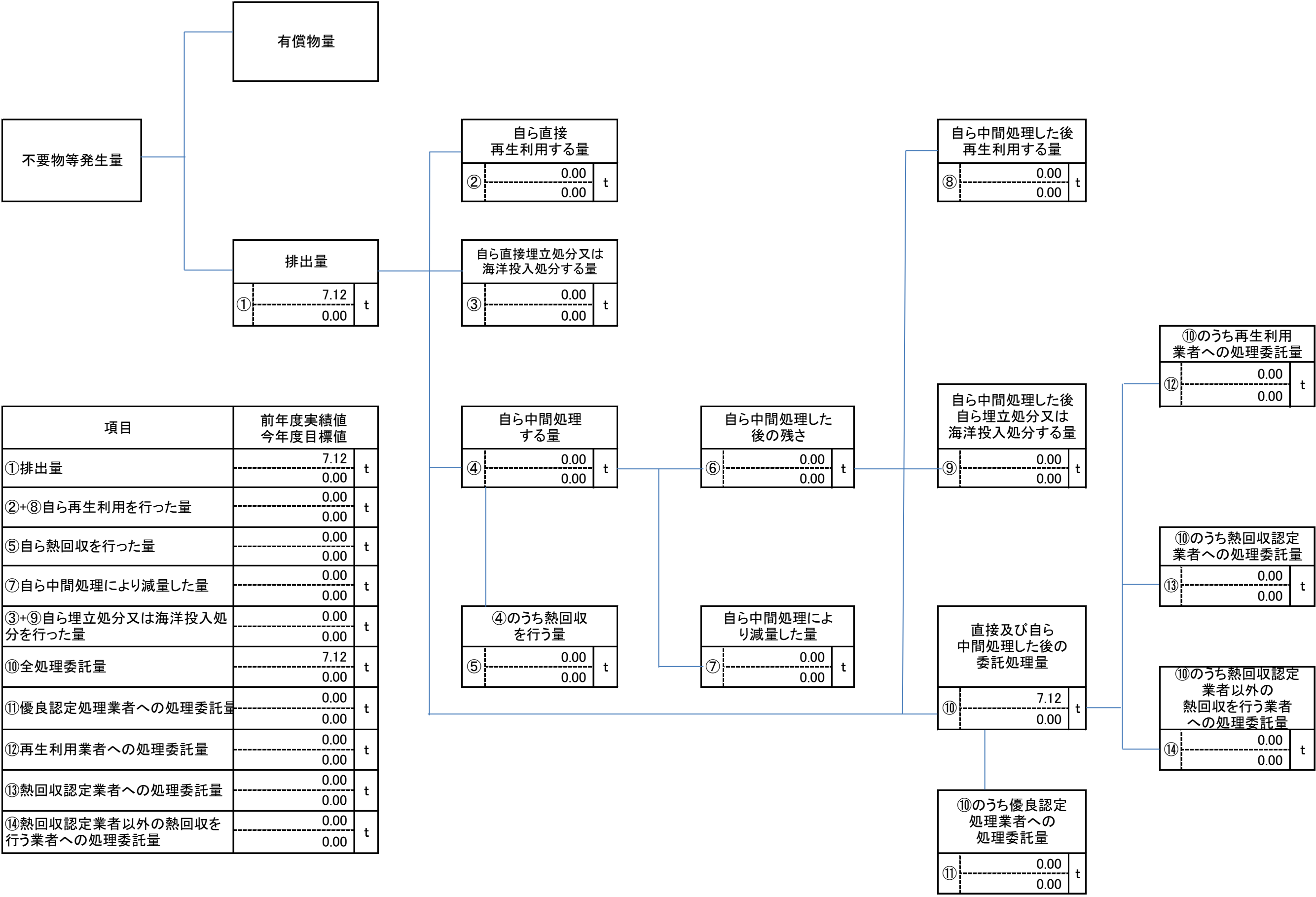
(産業廃棄物の種類: がれき類(コンクリートがら))



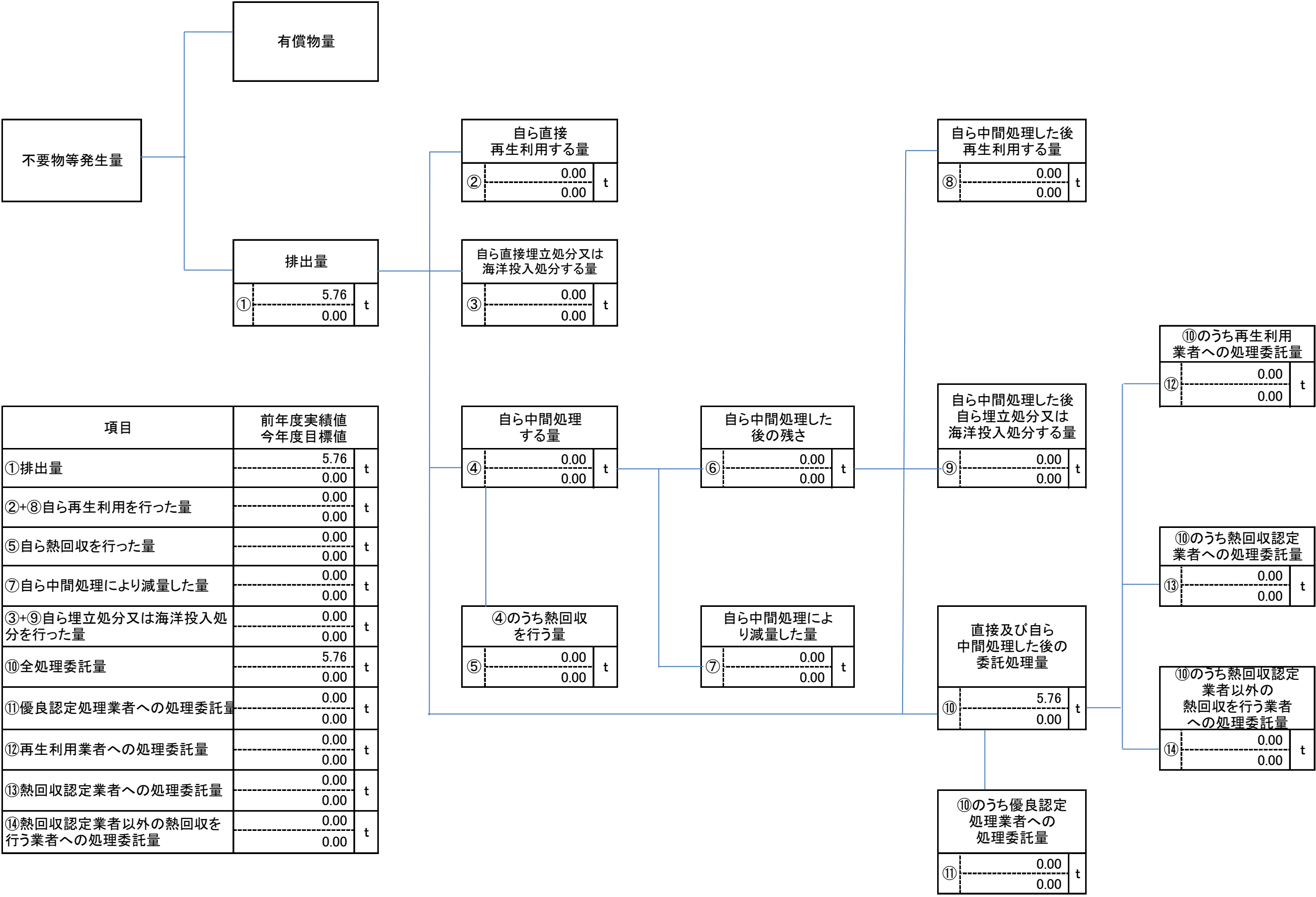
(産業廃棄物の種類: がれき類(アスファルト・コンクリートがら))



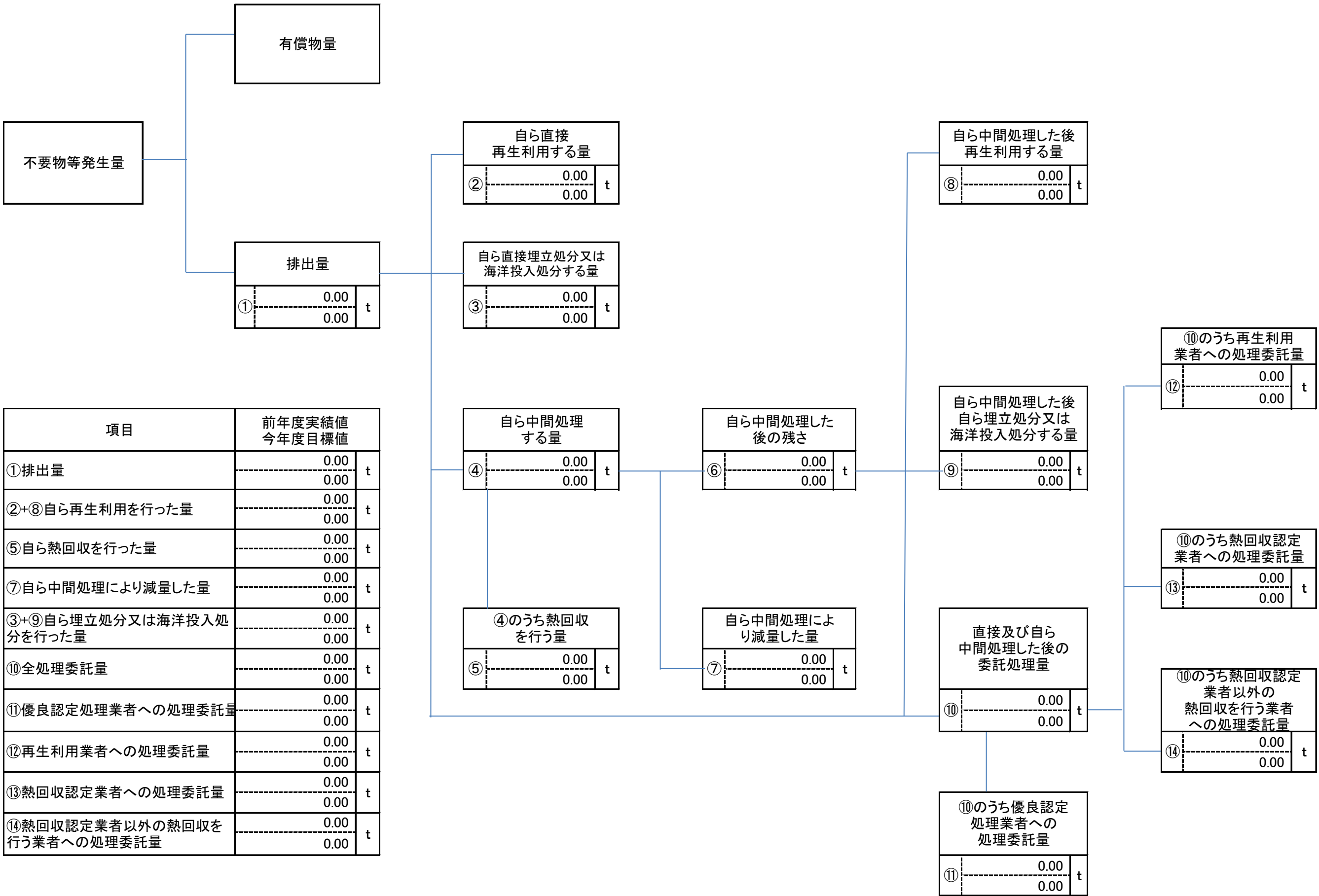
(産業廃棄物の種類: がれき類(その他ALCコンクリートがら))



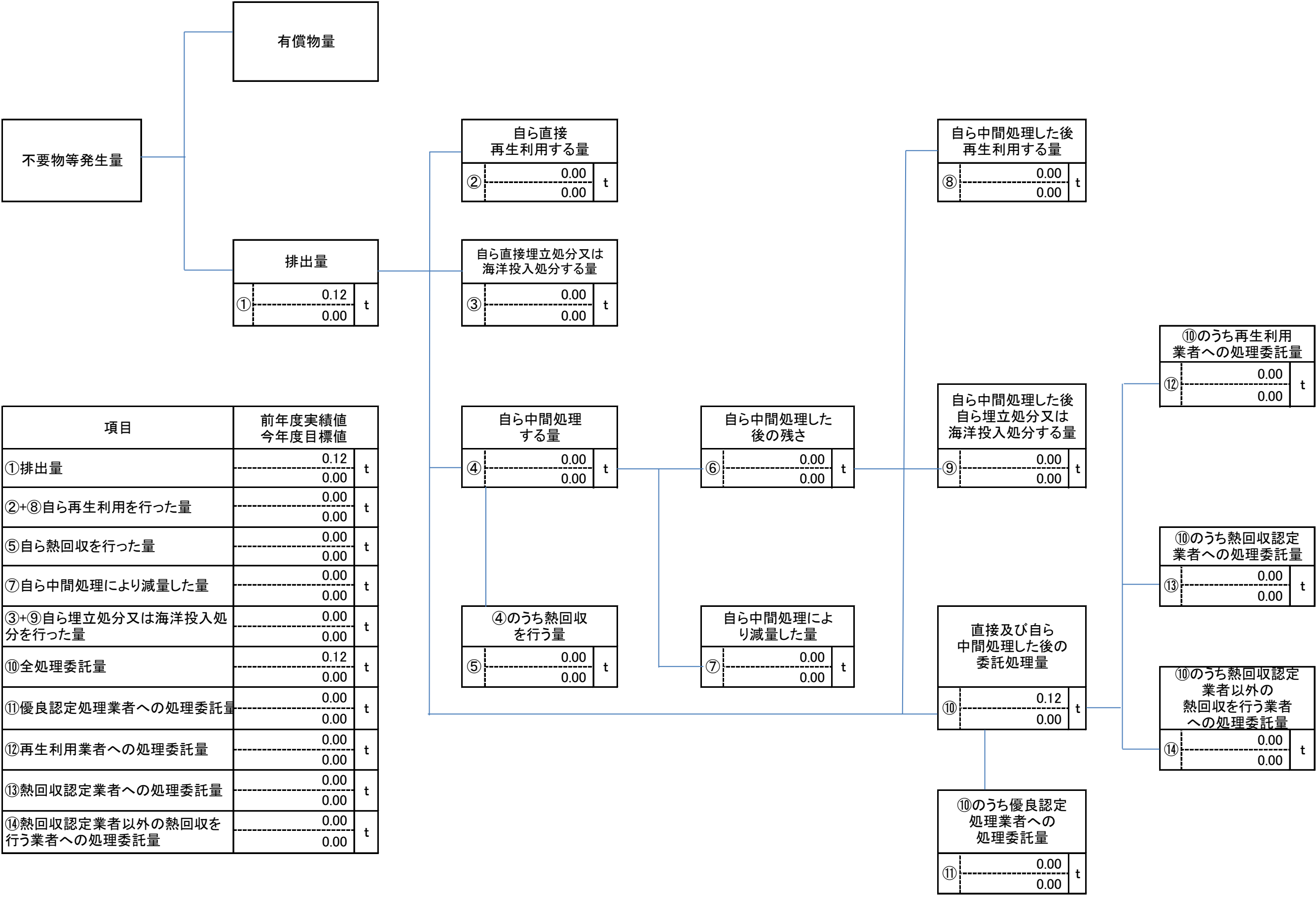
(産業廃棄物の種類: ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず)



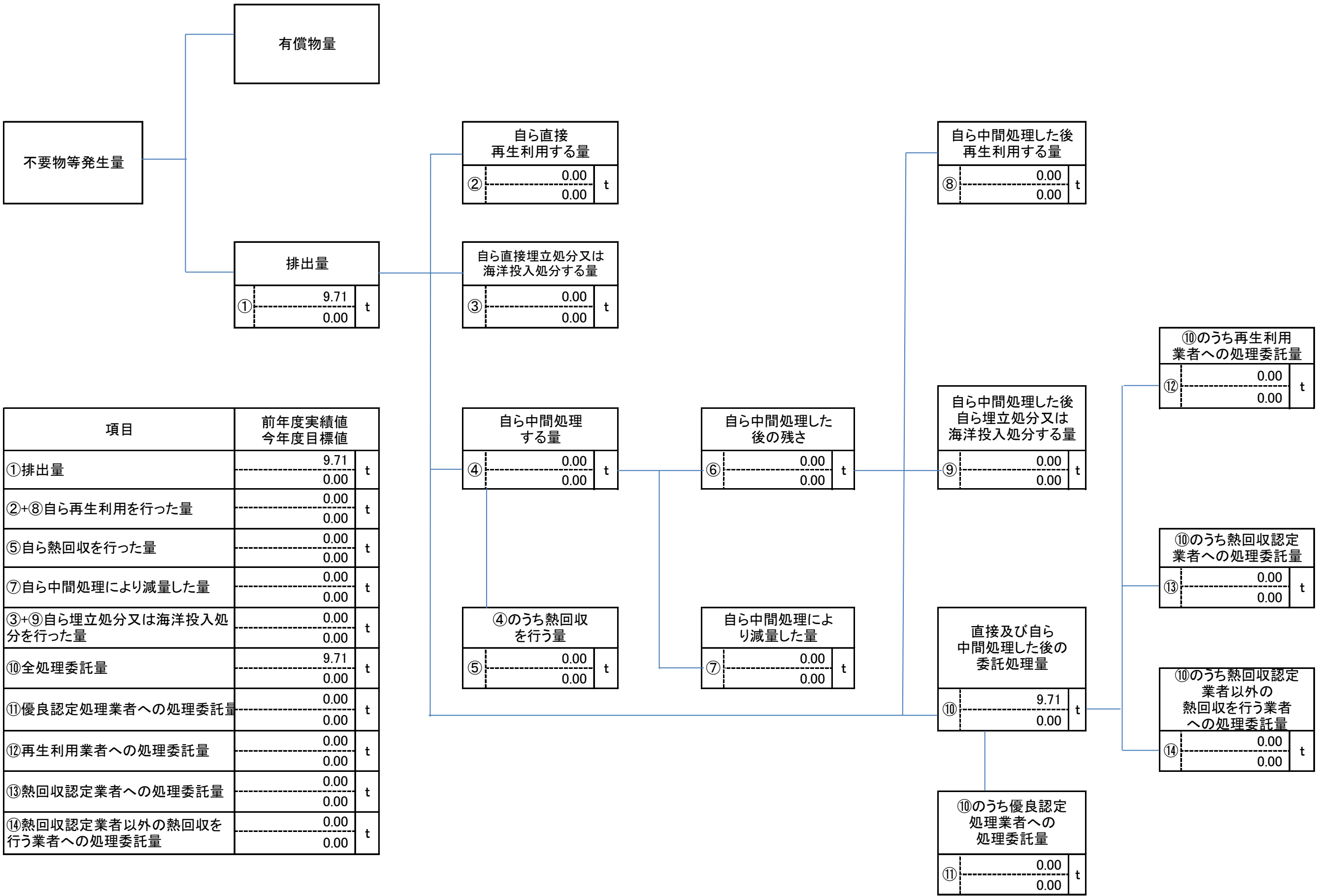
(産業廃棄物の種類: ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(ロックウール))



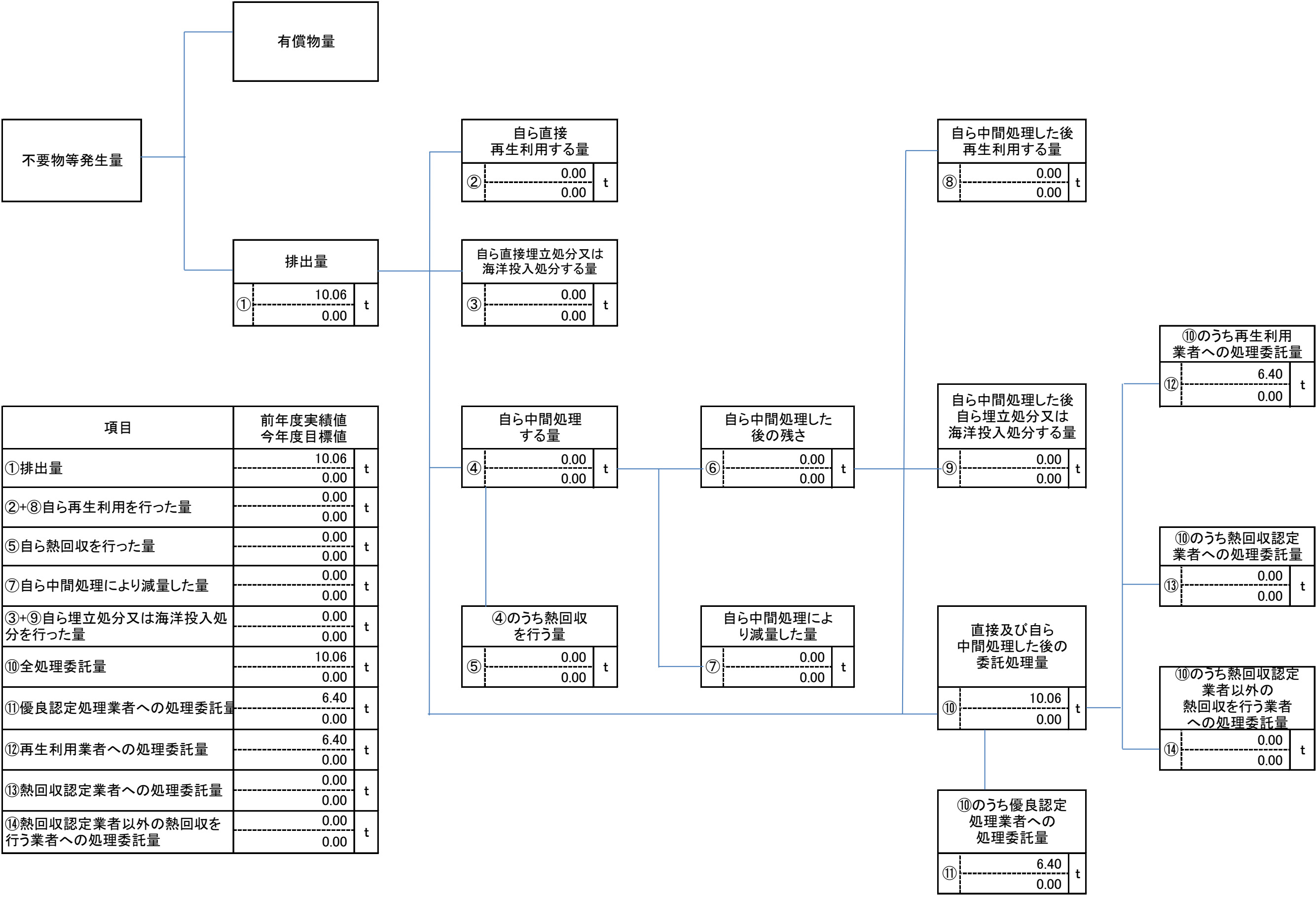
(産業廃棄物の種類: ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(グラスウール))



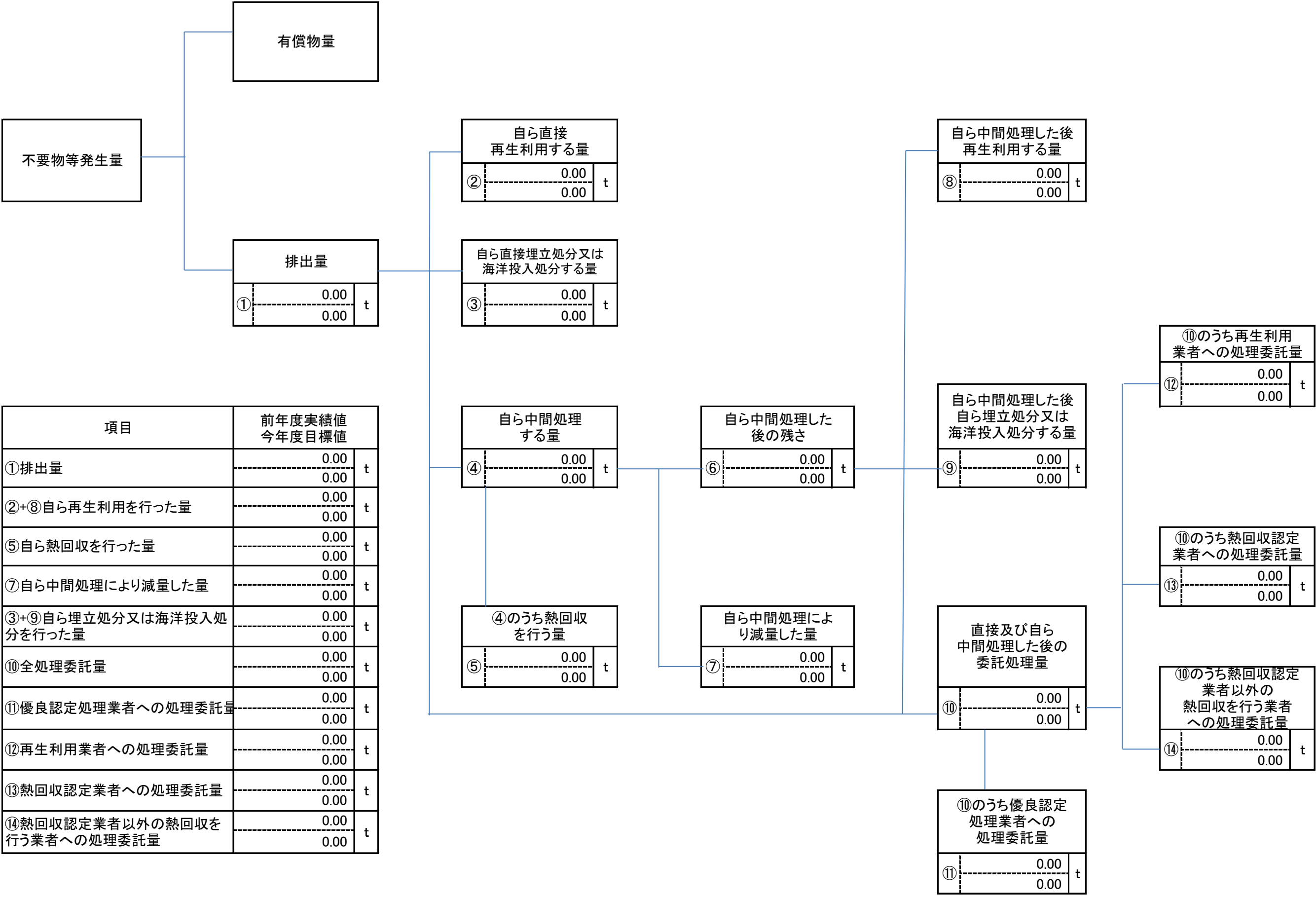
(産業廃棄物の種類: ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(石膏ボード))



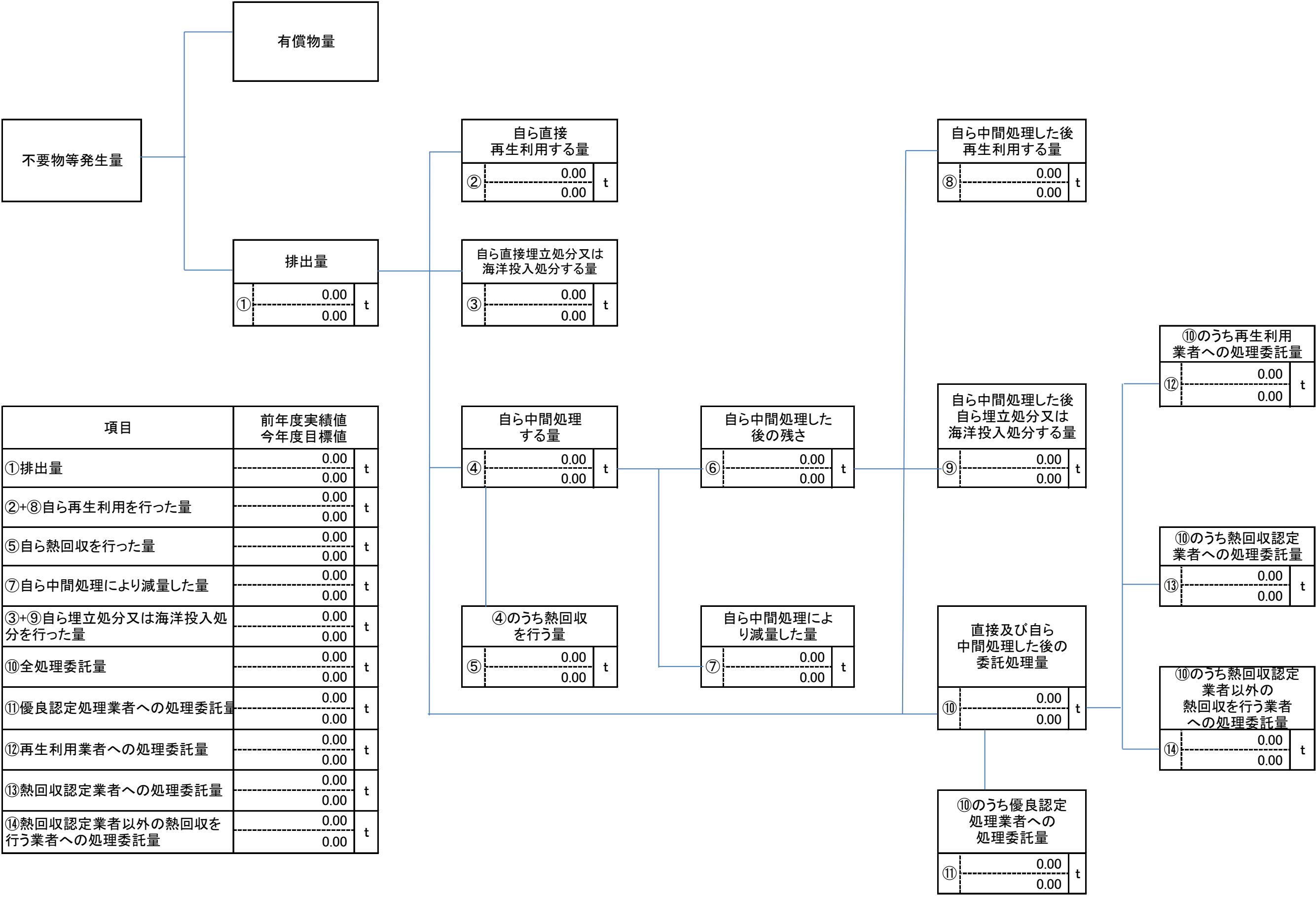
(産業廃棄物の種類: 廃プラスチック)



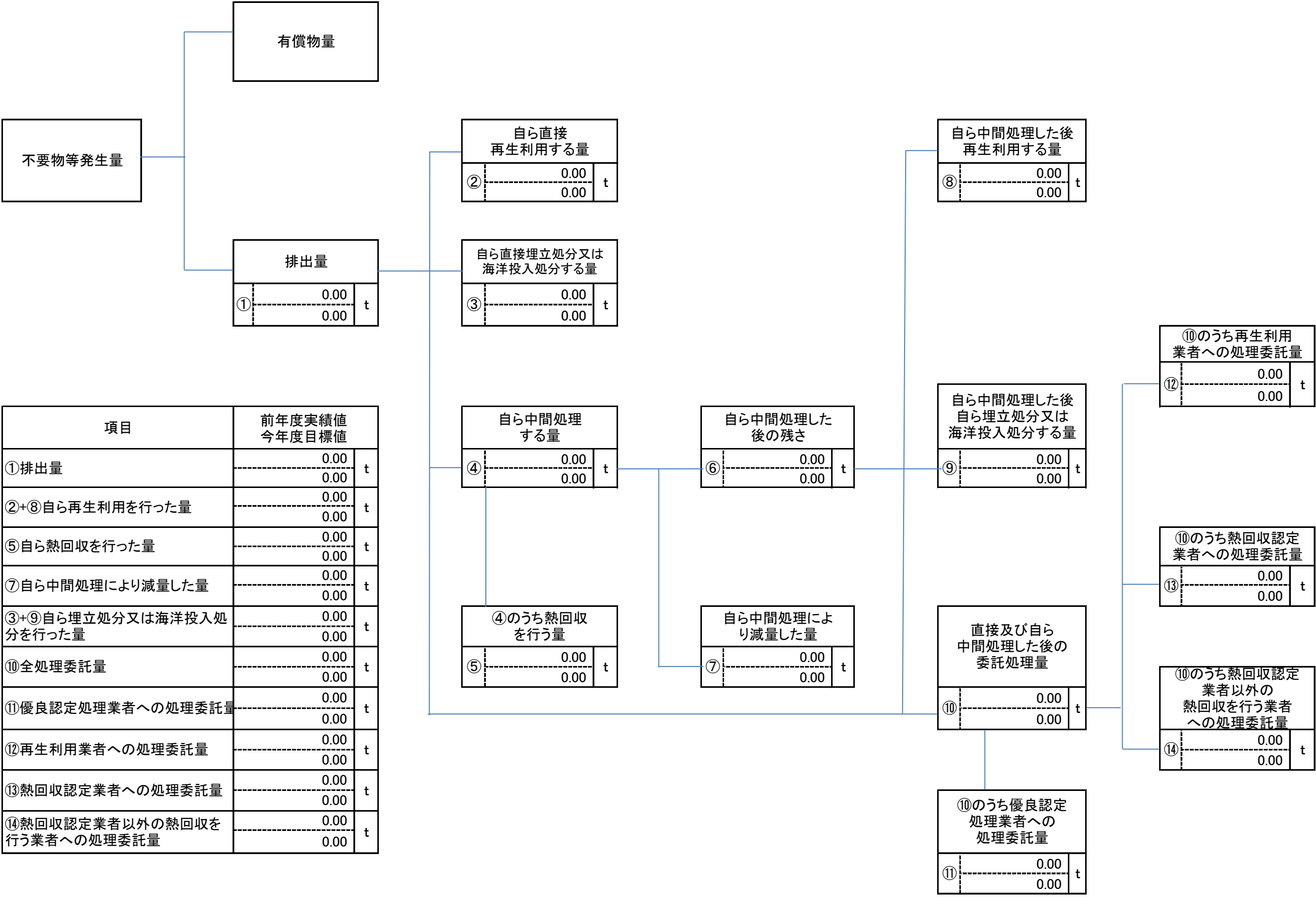
(産業廃棄物の種類: 木くず)



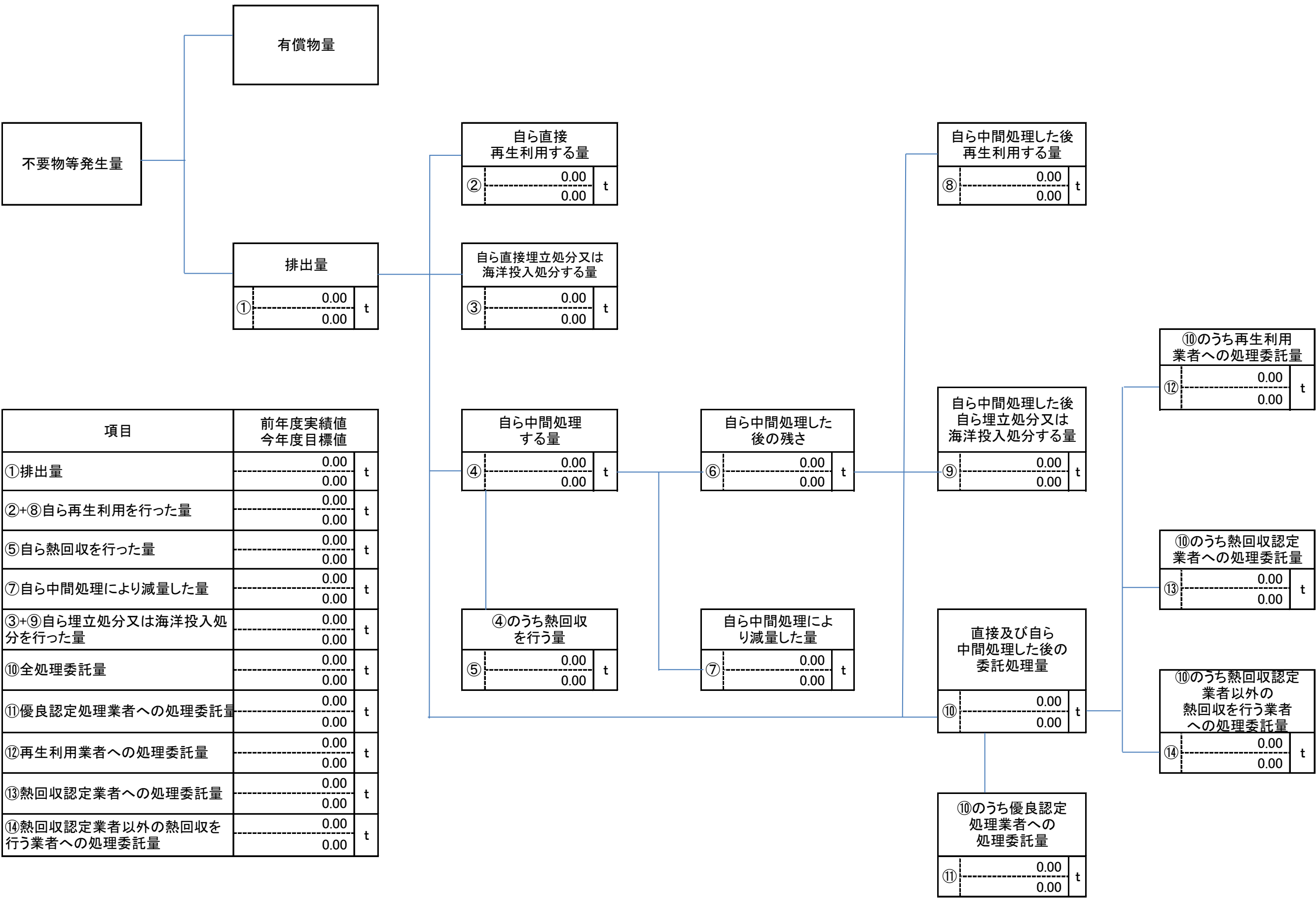
(産業廃棄物の種類: 紙くず)



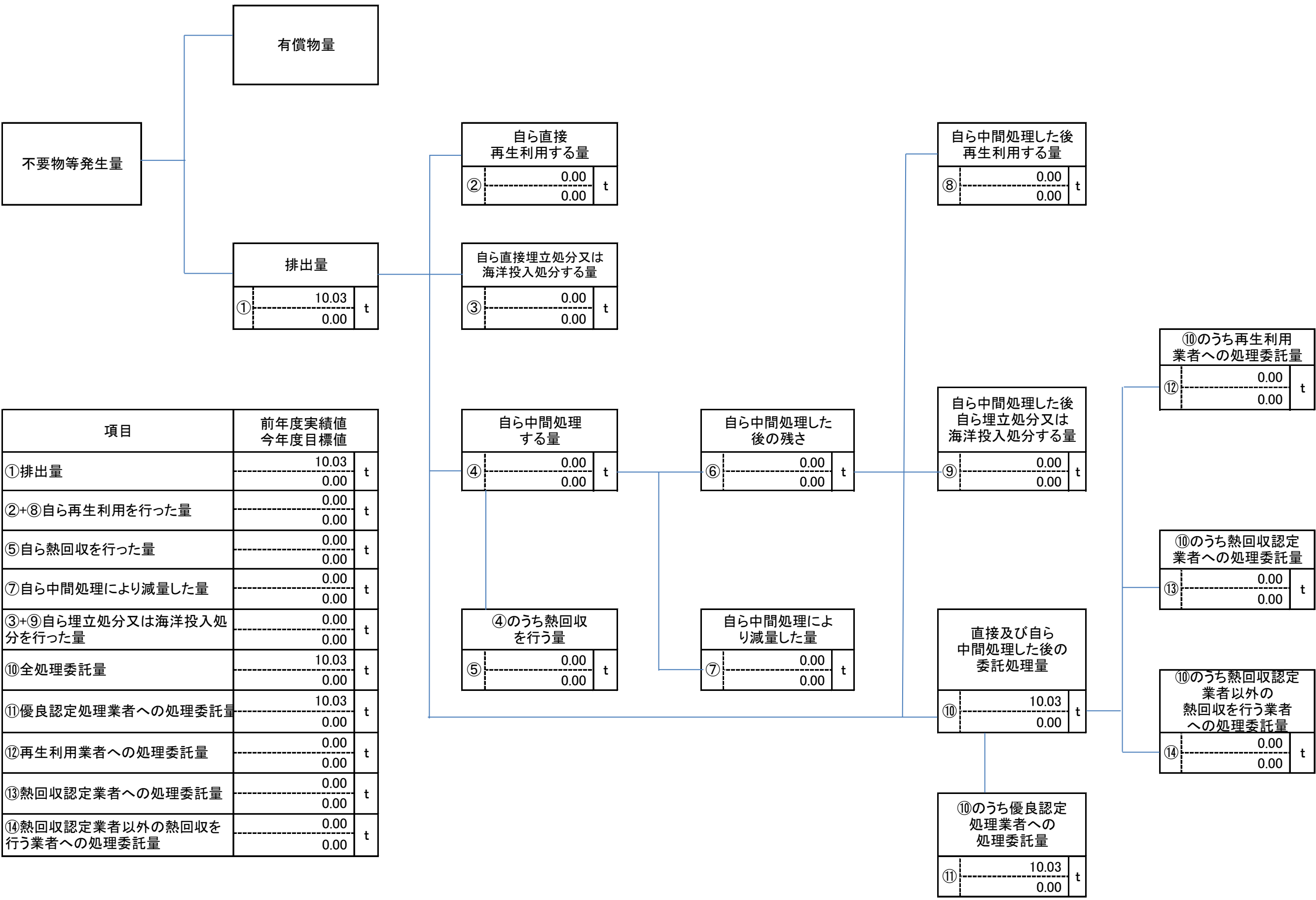
(産業廃棄物の種類: 繊維くず)



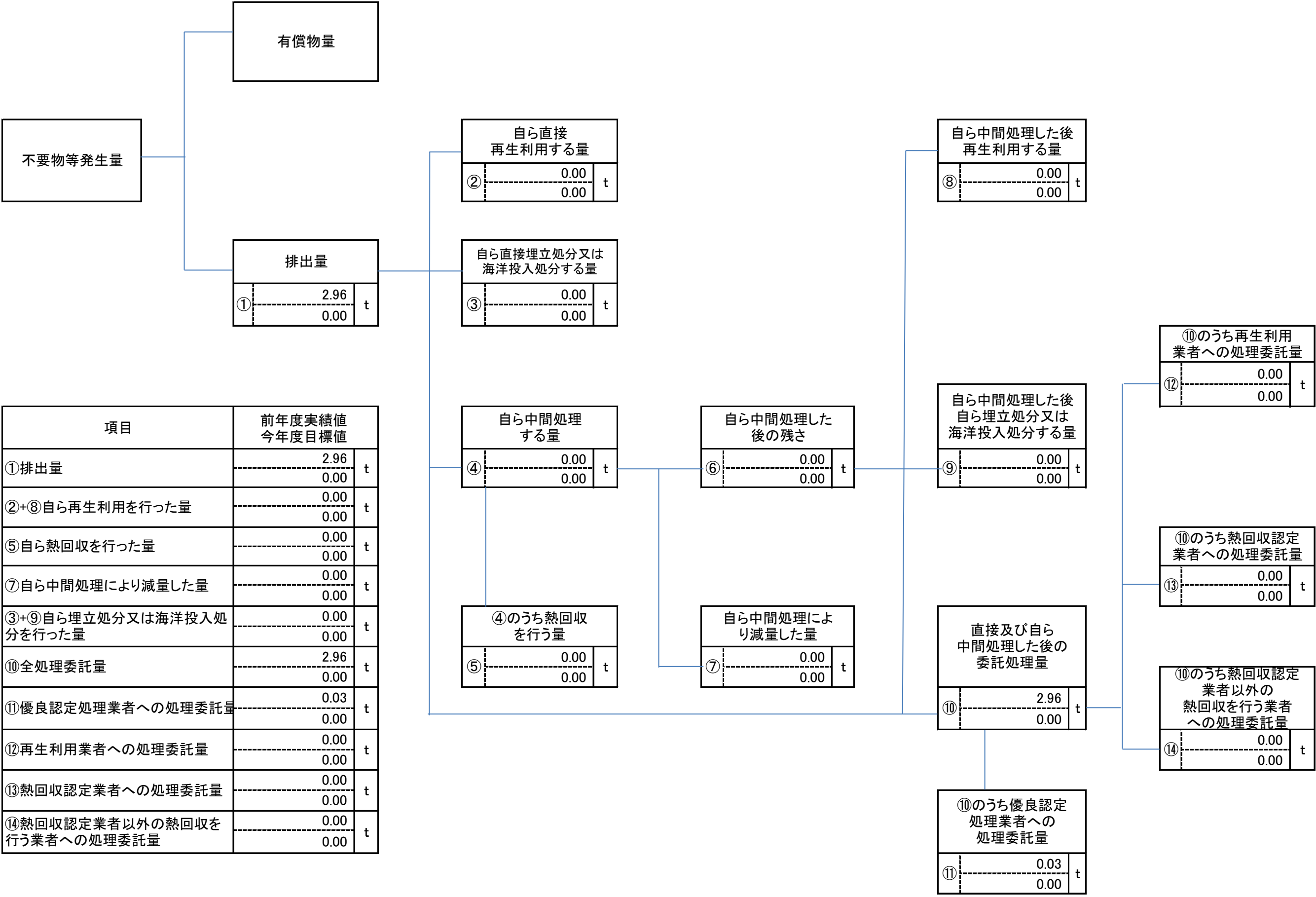
(産業廃棄物の種類: 石綿含有産業廃棄物(がれき類))



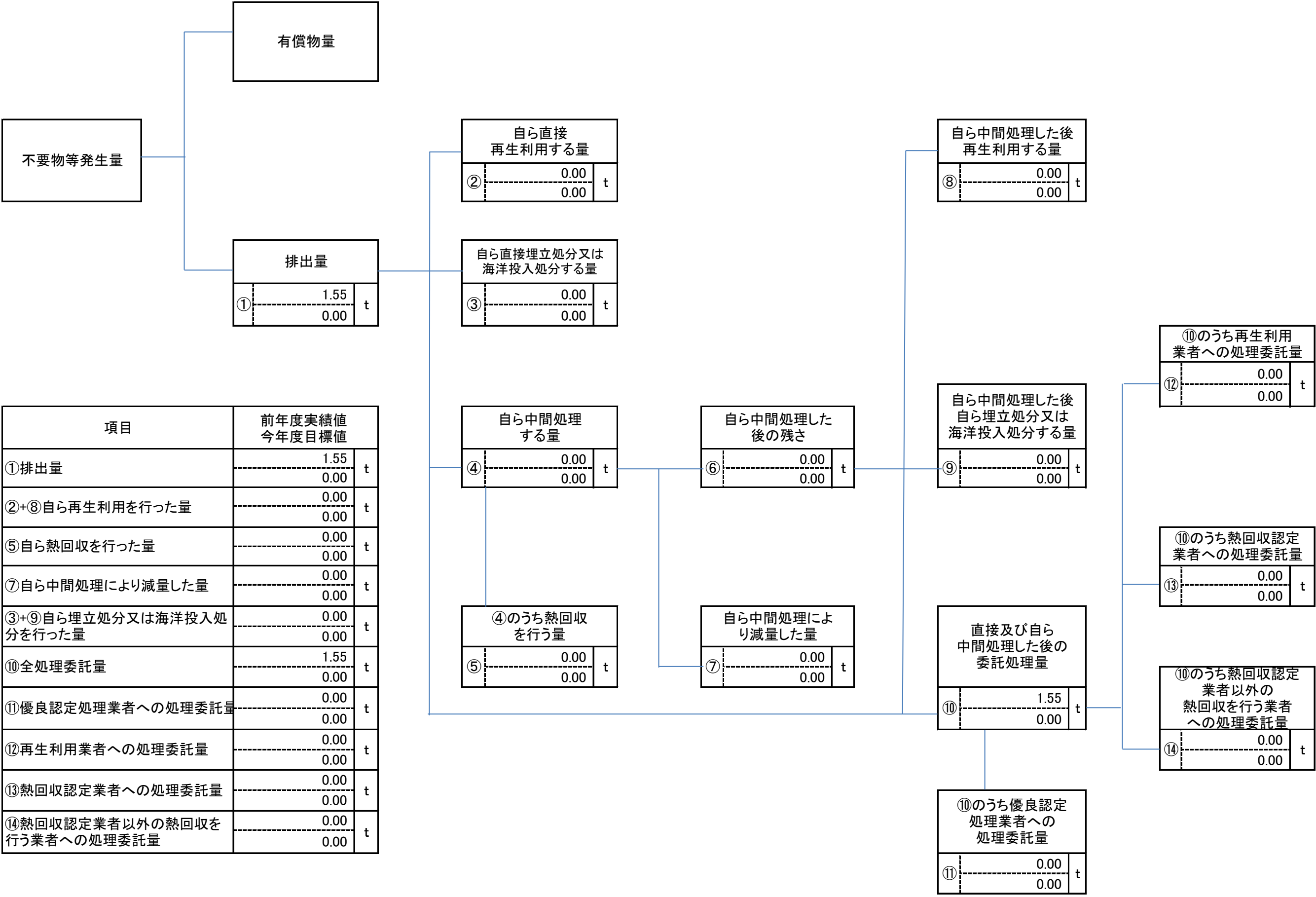
(産業廃棄物の種類: 石綿含有産業廃棄物(汚泥))



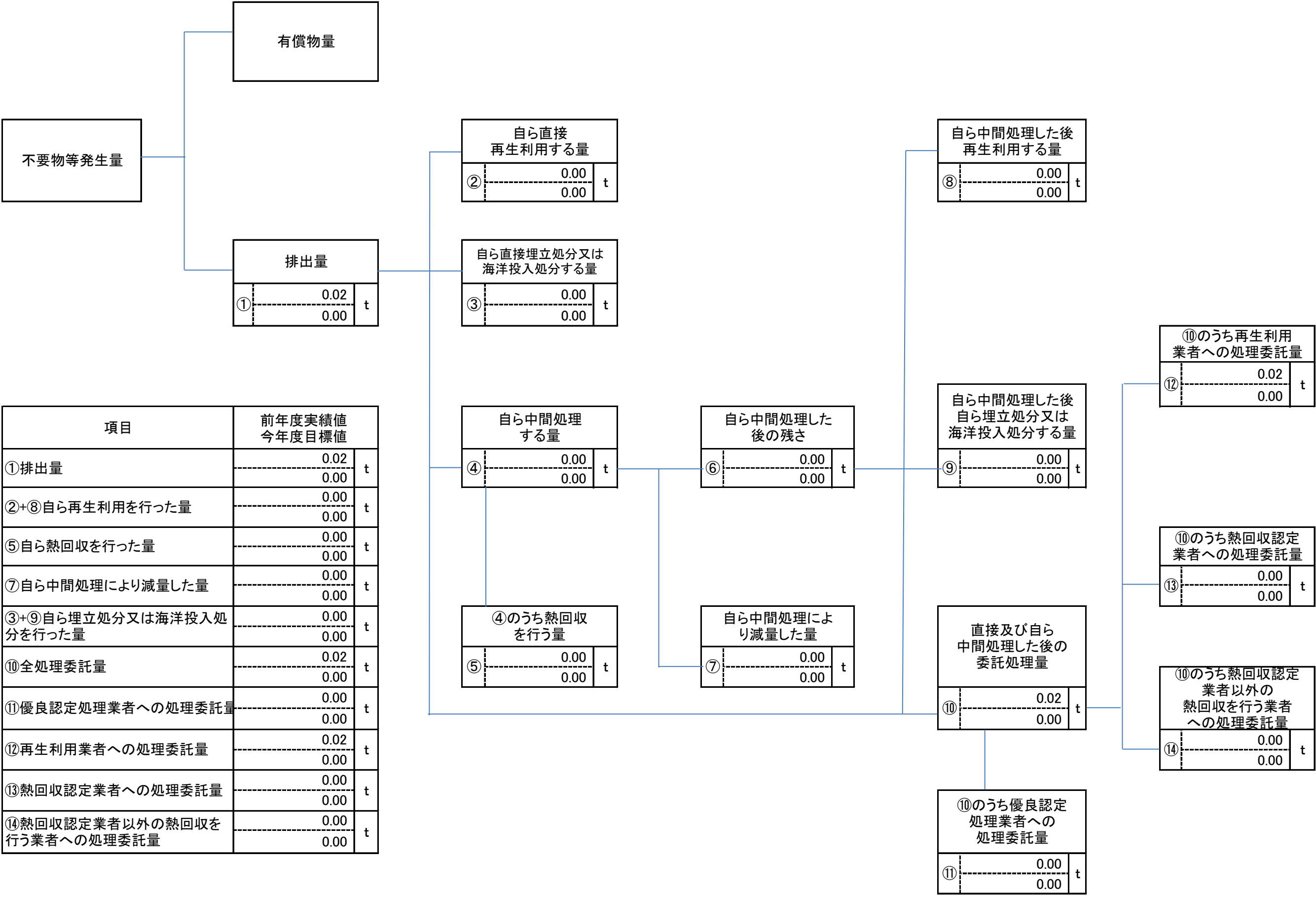
(産業廃棄物の種類: 石綿含有産業廃棄物(廃プラスチック))



(産業廃棄物の種類: 石綿含有産業廃棄物(ガラス、コンクリート、陶磁器くず等))



(産業廃棄物の種類: 水銀使用製品産業廃棄物(廃蛍光管))



(産業廃棄物の種類: (特管)廃石綿等)

